

一般廃棄物処理業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社京葉興業
代表取締役 鈴木 宏和
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-3678-0111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

寄居町長 花輪 利一郎

許可の年月日 令和3年2月1日

許可の有効期限 令和5年1月31日

記

営業所の所在地	東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号 株式会社京葉興業			
一般廃棄物の種類	業の区分：運搬（荷卸しに限る。）			
	区分	取扱一般廃棄物の種類	取扱い	
	生活系ごみ	処理できないごみ	特定家庭用機器一般廃棄物	—
			建築廃棄物（自己解体ごみ）	—
			多量ごみ	—
			在宅医療廃棄物	—
			その他のごみ	—
	可燃ごみ		紙くず	—
			木くず	—
			繊維くず	—
動植物性残さ			—	
その他のごみ			—	
事業系ごみ	資源ごみ	紙くず	—	
		木くず	—	
		繊維くず	—	
		動植物性残さ	—	
		食品循環資源	—	
		動物のふん尿	—	
		動物の死体	—	
		焼却灰	—	
		ばいじん	—	
		汚泥	○	
医療廃棄物	—	—		
その他のごみ	—	—		
許可の区域	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字大谷352番地 よりいコンポスト株式会社への運搬（荷卸し）に係る区域			
許可の条件	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第3項の規定により、荷積み地の市町村等と寄居町において一般廃棄物処理計画の調和が図られ、かつ、一般廃棄物収集運搬計画書に記載された一般廃棄物に限る。</p> <p>2 寄居町内における収集運搬車両の搬入経路及び退場経路は次のいずれかの経路とする。ただし、道路障害等で通行できない場合など、町が認めた場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 国道254号（小川方面）⇒町道129号線⇒許可の区域</p> <p>(2) 国道140号⇒国道254号⇒町道129号⇒許可の区域</p> <p>3 深夜（午後10時から翌朝6時まで）における大型車両での運搬はしないこと。</p>			
備考	許可の更新又は変更の状況			
	許可(届出)年月日	指令番号	変更内容	
	令和3年2月3日	指令寄生環第3号	更新許可	
		以下余白		

【法律、町条例の遵守】

- (1) 一般廃棄物の収集及び運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)で規定する一般廃棄物処理基準を遵守すること。
- (2) 寄居町廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(以下「施行規則」という。)第18条の規定に基づき、年1回、実績報告書(様式第9号)を4月20日までに提出すること。
- (3) 法第7条第15項で定める帳簿を必ず備えること。
- (4) 事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業変更申請書(様式第7号)を提出すること。
- (5) 施行規則第9条、第14条及び第15条の規定により申請した書類に記載事項の変更が生じたときは、決められた期日内に届出様式第1号を用いて提出すること。
- (6) 許可を受けている業を休止し、又は廃止したときは直ちに届出書(様式第8号)を提出すること。
- (7) 法第7条の2第4項の規定による欠格要件に該当するに至ったときは、その日から2週間以内に届出様式第2号を提出すること。